

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和1年8月19日

長野県上伊那広域水道用水企業団
企業長 白鳥政徳

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 平成31年度 電食防止装置更新工事
(2) 箇所名 「工事設計用紙」のとおり
(3) 概要 「工事設計用紙」のとおり
(4) 期間 契約日から令和2年3月31日まで
(5) 支払条件
ア 前金払 有
イ 部分払 無

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札者決定日まで」の間、すべて満たしていることが必要です。

(1) 入札参加資格(共通)	○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ○長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 ○公告日現在の長野県建設工事入札参加資格者名簿に登録されたものであること。 ○長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者であること。
(2) 入札参加資格業種及び区分	○電気工事 A
(3) 配置予定技術者に関する要件	○主任技術者を配置できること。
(4) 建設業の許可に関する要件	○「電気工事業」を有していること。

3 入札手続等

手 続 等	期間、期日及び期限	場 所
設計図書の閲覧（入手）	令和1年8月19日（月）から 令和1年8月28日（水）まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
設計図書等の入手方法	同 上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
質問書の受付 (質問書は様式第2号 を使用してください。)	令和1年8月19日（月）から 令和1年8月23日（金）まで 午後5時まで (土日、祝日を除く)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス kamiinaw@d7.dion.ne.jp
回答の閲覧期間	令和1年8月24日（土）から 注)2のとおり 最終回答期限 令和1年8月26日（月）まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
入札書等の提出開始日 及び提出期限	①入札書等提出開始日 令和1年8月27日（火） 注)3のとおり ②入札書等提出期限 令和1年8月28日（水） 午後5時15分 注)4のとおり ※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る	(提出先) 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
開 札 日	令和1年8月29日（木） 午前9時15分から 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	令和1年9月5日（木）	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

- 注1 閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成18年企業団条例第3号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
- 3 質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 郵送、持参にかかわらず、「9 外封筒及び中封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 入札結果等は、ホームページに掲載するとともに、企業団事務局での閲覧により公表します。

4 地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格)の適用の有無
この入札は、最低制限価格を設けます。

〔注〕最低制限価格を設ける入札にあっては、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札候補者になることはできません。〕

5 落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 入札参加資格要件審査は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に「6 入札参加資格要件審査書類」に掲げる書類を持参し、提出してください。
- (3) 落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して3日(休日を除く)以内に行いファクシミリ及び電話で連絡します。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適合通知書(以下「不適合通知書」という)により通知します。
不適合通知書を受理した者は、その通知の発送日の翌日から起算して5日(休日を除く)以内に、書面により、入札参加資格要件を満たしていないことの理由について説明を求めることができます。
説明を求めた者へは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に、書面により回答します。

6 入札参加資格要件審査書類

- (1) 長野県税及び市区町村税の未納が無い証明の写し(代表者個人の証明を含む)
- (2) 配置技術者の資格を証明する書類の写し
- (3) 配置技術者の恒常的雇用関係を証明する書類の写し

7 その他

- (1) 工事費内訳書については、「工事(業務)費内訳書の提出について」をご覧ください。
- (2) 開札に立会う必要はありませんが、立会う場合には開始時刻までに入室ください。
- (3) その他は「企業団建設工事に係る一般競争入札(事後審査方式)入札心得」をご覧ください。

8 入札担当(問い合わせ先)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32
長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
電話 0265-79-1131 庶務係

9 外封筒及び中封筒貼付け用紙

(キリトリ線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。)

キ リ ト リ

〒399-4601

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 行き

入札書等提出期限 令和1年8月28日(水)

開札日 令和1年8月29日(木)

工事名 平成31年度 電食防止装置更新工事

箇所名 「工事設計用紙」のとおり

商号又は名称

担当者名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(FAX番号)

10 入札用封筒受付票

(入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。)

キ リ ト リ

入 札 用 封 筒 受 付 票

開札日 令和1年8月29日(木)

工事名 平成31年度 電食防止装置更新工事

箇所名 「工事設計用紙」のとおり

商号又は名称

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 受付

工 事 設 計 用 紙

長野県上伊那広域水道用水企業団

工 事 番 号		企 業 長		局 長		係 長		監 査		設 計 者	
事業名	上伊那水道用水供給事業										
平成 31 年 度	電食防止装置更新工事					金 抜 設 計 書					
個所名	沢外部電源装置・長岡外部電源装置・沢排流器								種別		
設 計 大 要				施工期間	令和 元年 月 日～ 令和 年 月 日				施工方法		
1. 沢外部電源装置更新工事								1式			
2. 長岡外部電源装置更新工事								1式			
3. 沢排流器更新工事								1式			
起 工 理 由											
更新計画による更新工事。											
金 円											
								工事費	円		
								消費税相当額	円		
								計	円		
変 更 請 負 算 出											
_____ × _____ = _____											
				当 初					変 更	変 更 増 ・ 減 額	
設 計 額											
契 約 額											
消 費 税 相 当 額											
計											

工 事 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		請負工事費						
		機器費		式	1			明細書第1号表
		工事価格						
		直接工事費						
		材料費	沢外部電源装置	式	1			明細書第2号表
			長岡外部電源装置	式	1			明細書第3号表
						材料費計		
		機械経費		式	1			
		総合試運転費		式	1			
		仮設費		式	1			
		労務費						
		一般労務費	沢外部電源装置設置工	式	1			明細書第4号表
			長岡外部電源装置設置工	式	1			明細書第5号表
			沢排流器設置工	式	1			明細書第6号表
						一般労務費計		
		土木労務費	沢外部電源装置	式	1			明細書第7号表
			長岡外部電源装置	式	1			明細書第8号表
						土木労務費計		
						労務費計		
		直接工事費 計						
		間接工事費						
		共通仮設費		式	1			
		〔純工事費〕						
		現場管理費		式	1			
		間接工事費 計						
		工事原価						
		一般管理費		式	1			
		工事価格						
		消費税相当額						
		本工事費合計						

材料費		一式 明細書						第3号表	
長岡外部電源装置									
名称	品 種	形状寸法	員数	単位 数量	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
通電用電極	鋼管収納型MMO電極 リード線5m付(EM-CE 1×8mm ²)				本	25			
鋳物ボックス	Ⅷ型3点セット				組	6			
金属製ダクト	500×500×1000蓋なし				個	42			
電気防食用 コークス	25kg/袋				kg	5975			
ケーブル	600V EM-CE 1×14mm ²				m	100.5			
波付硬質 ポリエチレン管	FEP φ 30				m	172			
山砂					m ³	35.8			
再生 クラッシャーラン	RC-40				m ³	8.4			
再生 粒度調整碎石	M-40				m ³	6.3			
再生 アスファルト合材	密粒度13				t	12.8			
埋設標識テープ	150mm幅、低圧ダブル				m	42.3			
配線配管材料・消耗品						式	1		
計									
労務費		一式 明細書						第4号表	
沢外部電源装置									
名称	品 種	形状寸法	員数	単位 数量	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
既設接続箱 撤去工					組	5			第1号単価表
既設埋設配線・ 配管材撤去工					m	37			第2号単価表
通電電極設置工 (コークス充填含む)					本	25			第3号単価表
鋳物ボックス 設置工					組	6			第4号単価表
波付硬質樹脂 管 布設					m	149.9			第5号単価表
地中管内配線	10mm以下				m	149.9			第6号単価表
金属製ダクト 設置工					m	42			第7号単価表
埋設表示シート 設置工					m	43			第8号単価表
端末処理工					式	1			第9号単価表
計									

平成 31 年度

電食防止装置更新工事

特 記 仕 様 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

目 次

第1章 共通仕様書

第1節 一般事項	1-1
第2節 工事施工	1-3
第3節 提出書類	1-7
第4節 材 料	1-8
第5節 試験及び検査	1-8
第6節 竣工に伴う清掃	1-8
第7節 保証期間	1-8

第2章 工事概要

第1節 工事箇所	2-1
第2節 工事概要	2-1

第1章 共通仕様書

第1節 一般事項

1. 適用範囲

- 1) この仕様書は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「甲」という）が発注する下記工事に適用するものとする。

平成31年度 電食防止装置更新工事

- 2) この仕様書に定めのない事項は、

「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（公共建築協会）」

「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」

で定めるものとする。

2. 関係法令等の遵守

- 1) 請負者（以下「乙」という）は、甲の建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法、消防法及びその他の関係法令並びに関係官公庁の許可条件その他諸法令・法規を遵守し、乙の責任と費用負担において工事の円滑な進捗を図らなければならない。

- 2) 工事中、乙の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責任は一切、乙の負担とする。

3. 疑義の解釈

- 1) 本工事の設計図書に関する疑義は、入札前の質疑応答書をもって確かめておかなければならない。

- 2) 設計図書に疑義を生じた場合の解釈・本工事施工の細目については甲の解釈による。

- 3) 設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符合しない事項があるときは、協議を受け甲が定めるものとする。

ただし、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては乙の責任において施工しなければならない。

4. 書類の提出

乙は、指定の日までに甲の定める様式による書類を提出しなければならない。

また、承諾行為に類する図書については、設計図書に従い、十分に現場実測・関連工事との調整を行った上、甲の監督員（以下「監督員」という）と協議し事前に承諾を得る資料を必要部数提出すること。

5. 関係官公署等に対する手続き

- 1) 工事施工のため必要な官公署、JR、電力会社、NTTなどに対する手続きまたは交渉を要するときは乙が遅滞なく行い、それら機関との連絡を保たなければならない。なお、

これに要する費用は乙の負担とする。

2) 乙は、その都度（事前，事後）結果を監督員に報告しなければならない。

6. 施設の保全

本工事は、責任施工とするもので乙の責に帰すべき施工中の事故損傷等が発生したとき、または、既設構造物・機器等に汚染及び損傷等を与えたときには、乙は無償で甲の指定する期間内に補修または交換しなければならない。

7. 準拠すべき図書・関連規程等の適用

業務は、原則として下記に掲げる図書・関連規程等に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- 1) JIS （日本工業規格）
- 2) JWWA （日本水道協会規格）
- 3) JEC （電気規格調査会標準規格）
- 4) JEM （日本電気工業会標準規格）
- 5) 機械、電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部編）
- 6) 労働安全衛生規格
- 7) 高圧ガス保安法
- 8) 労働基準法
- 9) その他関係法規

8. 事前調査

乙は、工事着手にさきだち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分実状把握の上工事を施工しなければならない。

9. 技術員派遣

乙は、工事にあたり、機器据付，試運転等に必要な技術員及び特殊技術を要する作業には、熟練者を派遣してこれを行うものとする。

10. 設計変更

工事施工の結果、数量並びに材質に差異を生じた場合は請負率により設計変更を行うものとする。

ただし、軽微なる変更については設計変更は行わないものとする。

11. 打合せ会議

乙は、監督員が主催する工程，設計及び検査等の打合せ会議に必ず出席せねばならない。

第2節 工事施工

1. 一般事項

乙は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と比較検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。

2. 写真撮影

乙は、監督員の指示に従い、着工前写真、工程写真、完成写真等を適時撮影し、工程順に整理編集した上で、電子データとしてCD-Rに納めて提出しなければならない。また、写真を出力したものについても添付しなければならない。

3. 特許権の使用

工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対照となっている施工方法を使用するときは、乙はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

4. 仮設物

- 1) 乙は、工事施工に必要な詰所、工作小屋、材料置場の仮設物を設ける場合は設置位置、概要、その他について監督員と協議し承諾を受けなければならない。
- 2) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造または不燃材料などでおおい消火器を設けること。
- 3) 工事用足場等を設ける場合、堅ろうかつ安全に設け常に安全維持に注意すること。
- 4) 前記各項の仮設物で設計書に記載がない部分の費用に関しては、乙の負担とする。

5. 軽微な変更

- 1) 本工事施工中構造物、機械設備等の関係で発生する機器の位置、配置、配線経路変更等の軽微なる変更は、承諾函を提出し監督員に説明の上、承諾を得て乙の責任において行わなければならない。ただし、この場合においては、請負金額の増減は行わないものとする。
- 2) 本工事の施工上必要があれば、実施工事図を提出し監督員の承認を得て変更することができる。

6. 他工事との取り合い

乙は、他工事との取り合いについては連絡を密にして互いに協力し施工上の取り合い、納まり等に支障を来すことのないよう十分注意しなければならない。

7. 既存施設との取り合い

本工事の承諾函作成及び工事施工時には、土木、建築、機械、電気の既存施設を十分調査し、完成後運転操作に支障を来すことのないよう十分配慮して工事を進めなければならない。

また、実際の工事において既設機器の改造または移設等を行う場合は、本工事範囲内の機器はもちろん本工事以外の機器についても損傷を与えてはならない。また、既設ケーブルに

についても同様に損傷を与えてはならない。

8. 停電作業

本工事は可能なかぎり無停電で行わなければならない。このため必要に応じて事前に甲に申請し、時期・手法等十分な協議を行い、承諾を得た後、本施設の非常用自家発電装置を使用することが出来る。ただし、この運転に必要な経費、燃料費等はすべて乙の責任で行わなければならない。

また、停電作業をやむなく行う場合は監督員に詳細な工事工程表を提出し、承諾を受けた後でなければならない。

9. 他工事との関連

作業場所について関連工事がある場合、関連工事の請負者（以下、「丙」とする。）と乙は事前に十分に協議し、互いに可能な限り干渉しないよう措置をとらなければならない。また、相互関連する工事箇所については本仕様書に記載する工事区分以外のものであっても、互いに打合せを行い、全体として完全な工事としなければならない。

また、本工事に使用する機器の製作者は、原則として既設使用機器の仕様にあわせなければならない。これによりがたい場合、既設使用機器の仕様が複数となっている場合または既設仕様機器の陳腐化が著しく既設使用機器と同様の仕様では一般的水準より劣ると判断される場合は、監督員と打合せの上、決定するものとする。

10. 工事現場発生品及び建設副産物

- 1) 乙は、工事施工によって生じた工事発生品について、工事発生品の調書を作成し、設計図書、または監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。
- 2) 乙は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより、適正に処理されていることを確認するとともにその写しを監督員に提出しなければならない。また、乙は、最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに状況を把握するとともに、適正な措置を講じなければならない。
- 3) 発生品のうち、設計図書により再生資源の利用を図ると指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出しなければならない。
- 4) 乙は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

11. 工事に電力及び用水

- 1) 本工事及び検査に使用する電気、用水、電話の各設備は、原則として乙で用意し、料金を含めて自ら負担する。（工期当該月末までの期間とする。）ただし、監督員に事前申請し、時期・手法等十分な協議を行い、承諾を得た後、甲の施設を使用することが出来る。その際に発生した費用については乙の負担とする。

2) 試運転及び調整等に要する機械油、グリース、燃料等一切の油脂類（容器とも）は乙の負担とする。

12. 安全衛生管理

乙は据付け及び建設工事に従事する工事者の安全と健康を確保し、全工事を期限内に無事故で完成する方針の基に安全衛生管理を推進すること。推進については労働基準法、労働安全衛生法、その他関係規則等を遵守し、且つ甲よりの指導方針に従い全作業員が安全且つ、生産の意義を正しく理解し、作業のすべてに安全が十分に活かされるよう最善をつくすものとする。そして安全衛生管理組織表を提示し、作業員に周知徹底し、安全作業を実施すること。

13. 工事カルテ作成、登録

乙は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）また登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

14. 一括下請負の禁止

乙は、その受注した工事を一括して下請負に付してはならない。また、下請負業者に関する責任の一切を負うのはもちろん以下の要件を満すことを乙側にて確認しなければならない。

- 1) 乙が工事の施工に対し、総合的に企画、指導及び調整すること。
- 2) 下請負業者は当該下請工事の施工能力を有すること。

15. 製作者の選定

本工事における機器及び材料は十分な実績と信頼性を求める必要があることから、製作者は十分吟味し選定すること。その上で製作者リストを作成し、監督員に提出、許可を得ること。

16. 施工の点検及び立会い

- 1) 施工後に検査が不可能もしくは、困難な工事、または調合を要する場合で監督員の指示するものは、監督員の立会いを受けること。
- 2) 各工事は、それぞれの工程において監督員の点検を受けるものとする。
- 3) 特別な指示の無い限り、試運転や位置調整等のために機器を運転操作する場合は監督員が行うこととする。

17. 荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当なる転倒防止の方法を講じるものとする。

18. 障害物件の取扱

工事中、障害物件の取扱及び取こわしの処置については、監督員の指示または承諾を受けるものとする。

19. 工事対象物の管理業務

工事が完成し、引渡し完了まで工事対象物の保管責任は乙とする。

20. その他

3節 提出書類

乙は、下記の関係書類を提出すること。書類は原則として A4 サイズとし、部数及び様式等は監督員と協議の上決定するものとする。

1. 契約後提出するもの
 - 1) 着手等諸届
 - 2) 工事工程表
 - 3) 現場代理人及び主任技術者等選任通知書
 - 4) 施工計画書
 - 5) 施工図
 - 6) 材料承認図
 - 7) 工事使用材料等メーカー選定承諾願
 - 8) 下請負人通知書
 - 9) 作業員名簿
2. 竣工時提出するもの
 - 1) 竣工届
 - 2) 工事完成報告書
 - 3) 工事図面
 - 4) 材料試験成績書
 - 5) 工事材料搬入検収簿
 - 6) 発生材等処分報告書
 - 7) 工事写真
3. その他監督員が必要と認めるもの

第4節 材 料

1. 材料の規格

使用材料は全て日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）、水道協会規格（JWWA）等に適合しなければならない。さらに、設置地区による電力会社等の制定した型式についても適合しなければならない。また、機材器具及び材料は原則として同種製品の同種部品において、完全な互換性のあるものでなければならない。

2. 使用材料の検査及び承諾

- 1) 工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。
- 2) 材料検査に際して、乙はこれに立会わなければならない。立会わないときは、乙は検査にたいし異議を申し立てることが出来ない。
- 3) 検査及び試験のため、使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。
- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と交換し再び検査を受けなければならない。
- 5) 一旦納入し監督員の承諾を得た資材は、監督員の許可なくして場外に持ち出してはならない。

3. 材料の数量

設計書に明示した材料の数量は参考とし、数量に変更が生じた場合は、監督員と協議の上必要により設計変更の対象とする。なお、乙側の起因による変更は設計変更の対象としない。

第5節 試験及び検査

原則として監督員立会いのもとで機器外観寸法検査、性能試験等を行い、合格後、搬入据付工事、試験運転調整を行うものとする。

なお、各試験及び試運転調整に必要な材料、水、電気、油、薬品等は一切乙が負担するものとする。

第6節 竣工に伴う清掃

工事竣工後、現場及び関連場所の清掃、ゴミの搬出を行ったのち竣工検査、引渡しにのぞむこととする。

第7節 保証期間

保証期間は、契約書による。

万一、保証期間中に原因が乙の責任である事故が発生した場合は、乙は無償で直ちに甲の指定する期間中に改造補修または新品との交換を行わなければならない。

また、保証期間以降であっても当然乙の責任に帰する施工及び作成不良が明らかとなった場合は、乙は誠意をもってその修繕または新品と交換しなければならない。

第2章 工事概要

第1節 工事箇所

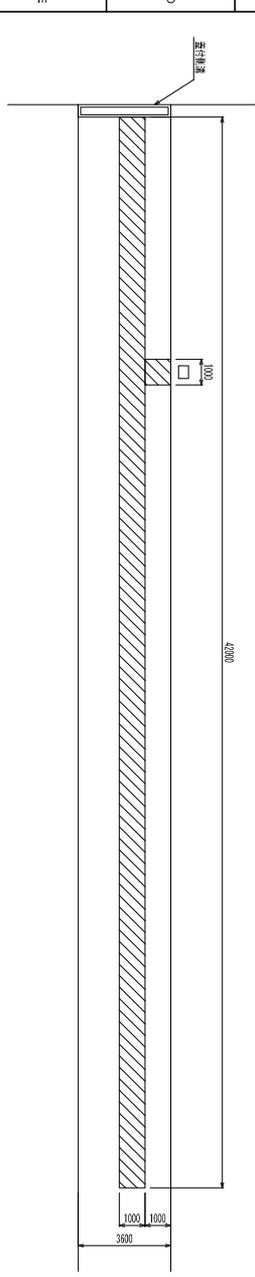
長野県上伊那郡箕輪町町内（別添図面参照）

第2節 工事概要

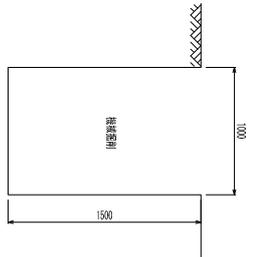
- | | |
|-----------------|----|
| 1. 沢外部電源装置更新工事 | 1式 |
| 2. 長岡外部電源装置更新工事 | 1式 |
| 3. 沢排流器更新工事 | 1式 |

沢外部電源装置更新工事 電気防食装置土工図

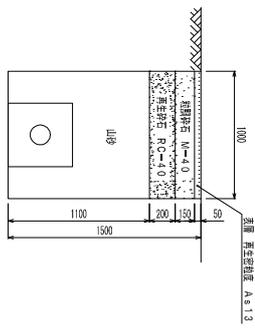
掘削平面図 S=1:100



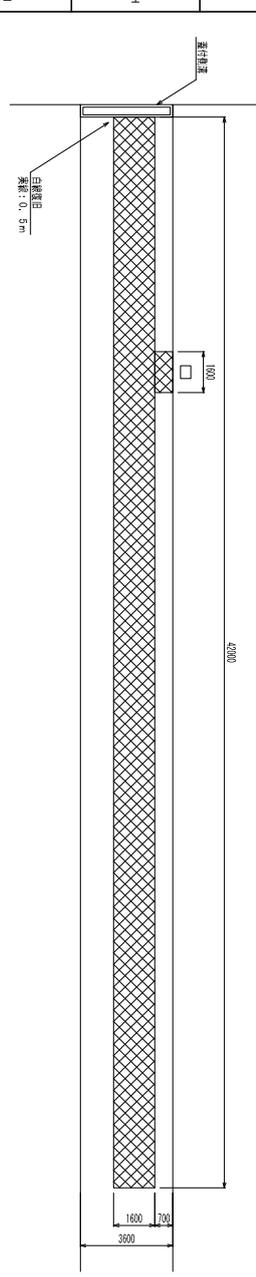
掘削断面図 S=1:20



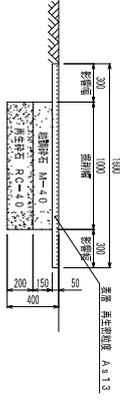
埋戻断面図 S=1:20



鋼管本復旧平面図 S=1:100



鋼管埋戻断面図 S=1:20



NO.1	3250x1710x	3150x	277.0	2027
NO.2	3250x1710x	3150x	277.0	2027

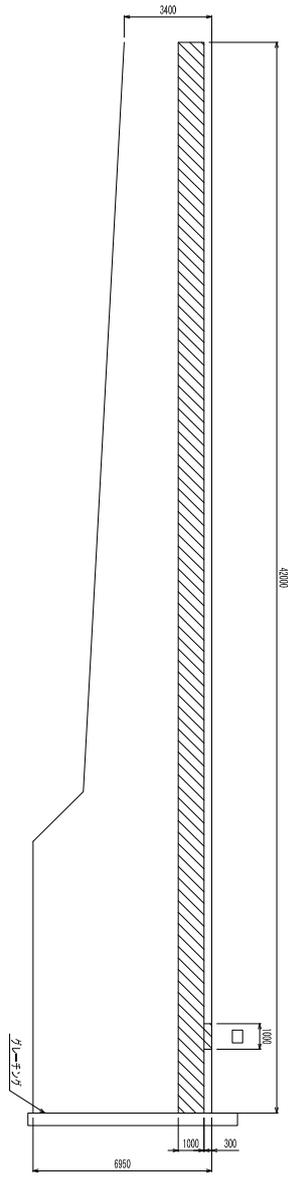
図名	単位	数量	備注
鋼管	mm		
埋戻土	mm		
山砂	mm		
電気防食装置更新工事			
沢外部電源装置更新工事			
電気防食装置土工図			

長野県上伊那広域水道企業団

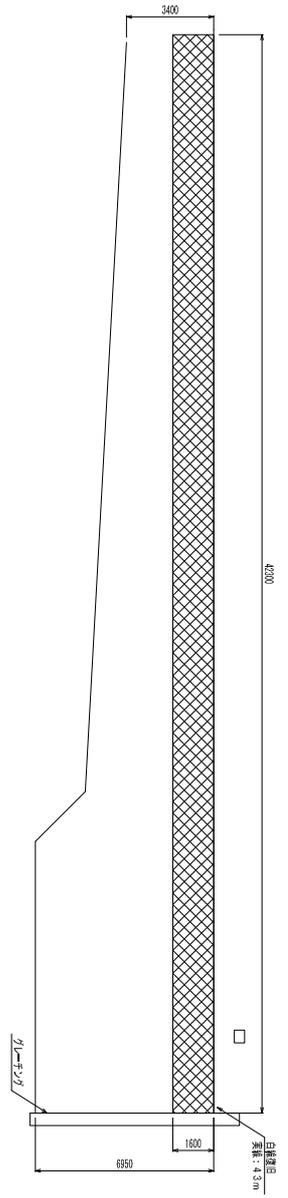


長岡外部電源装置更新工事 電気防食装置土工図

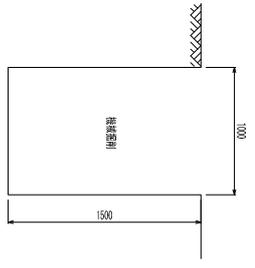
掘削平面図 S=1:100



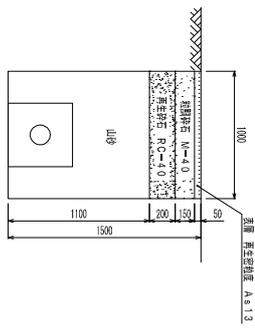
鋼装本復旧平面図 S=1:100



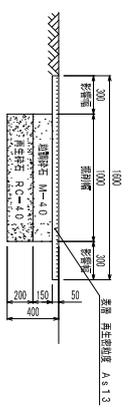
掘削断面図 S=1:20



埋戻断面図 S=1:20



鋼装復旧断面図 S=1:20



NO.1	300x300x100	300x300	300x300
NO.2	300x300x100	300x300	300x300
NO.3	300x300x100	300x300	300x300
NO.4	300x300x100	300x300	300x300
NO.5	300x300x100	300x300	300x300

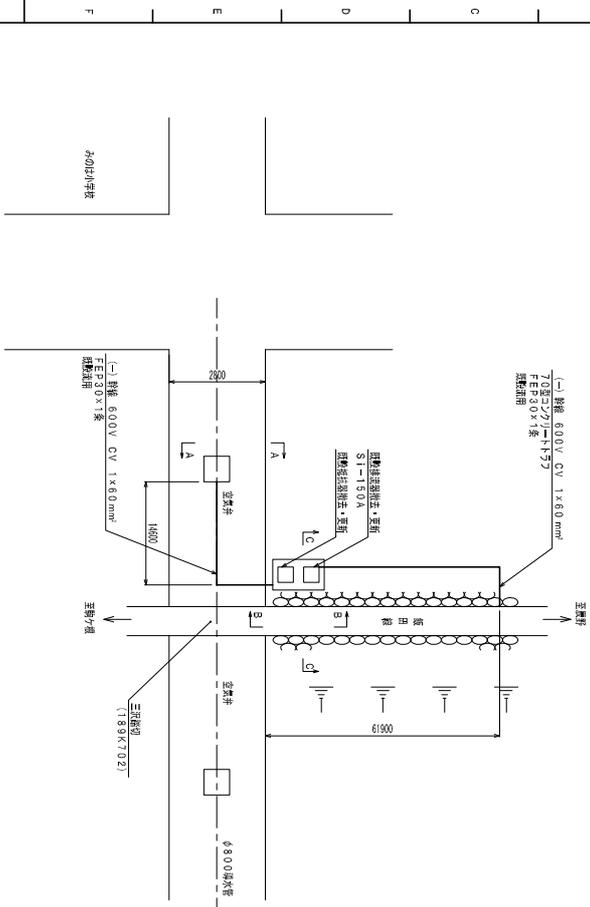
図名	単位	備考
掘削断面図	mm	
埋戻断面図	mm	
鋼装復旧断面図	mm	
掘削平面図	mm	
埋戻平面図	mm	
鋼装復旧平面図	mm	
電気防食装置更新工事		
長岡外部電源装置更新工事		
電気防食装置土工図		
図面番号: 006, 005		

長野県上伊那広域水道企業団

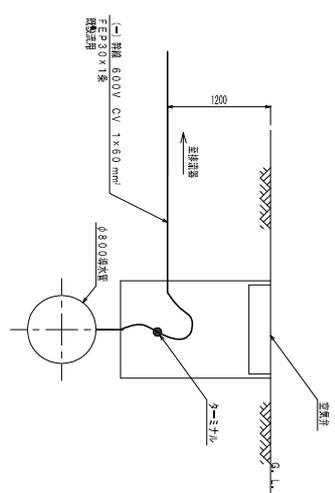


沢排流器・抵抗器更新

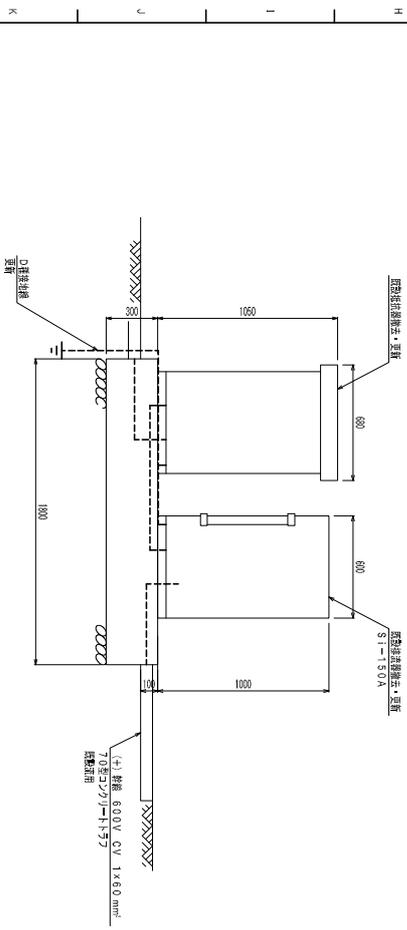
平面図 S=NOUE



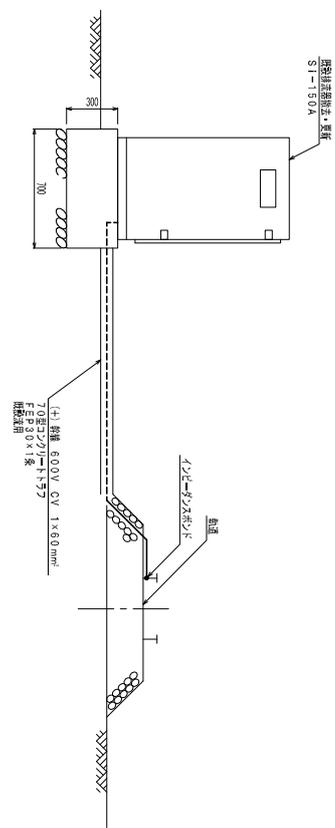
A-A S=1:30



B-B S=1:15



C-C S=1:15



図名	縮尺	図式	単位
平面図	1:100	NOUE	mm
断面図 A-A	1:30	NOUE	mm
断面図 B-B	1:15	NOUE	mm
断面図 C-C	1:15	NOUE	mm

図名	縮尺	図式	単位
電気防止装置更新工事	1:100	NOUE	mm
導水管電氣防止更新工事	1:100	NOUE	mm
沢排流器・抵抗器更新	1:100	NOUE	mm

長野県上伊那広域水道企業団
建設課 2024.05.25



